

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 11月 1日 (水曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前 10時27分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長	中田 貴保
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	河原 絢加

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に村石委員、高田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

12月定例会については、市長から、12月1日（金曜日）に招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おき願います。

次に、議案説明会については、11月24日（金曜日）に開催となりますので、御承知おきください。

また、議案書は、11月28日（火曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、12月定例会の運営についての協議に入ります。

まず、1つ目の会期及び審議日程についてであります。今12月定例会についても、多くの議員さんが一般質問されることが想定されます。

このことを踏まえて、私のほうから、日程

についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

12月1日（金曜日）に提案理由説明を行います。12月2日（土曜日）休会、12月3日（日曜日）休会、12月4日（月曜日）議案調査日、12月5日（火曜日）議案調査日、一般質問は12月6日から行います。12月6日（水曜日）一般質問、12月7日（木曜日）一般質問、12月8日（金曜日）は議案調査日、12月11日（月曜日）は一般質問、12月12日（火曜日）は一般質問の予備日でございます。12月13日（水曜日）常任委員会、12月14日（木曜日）常任委員会。ちなみに、13日の常任委員会は、商工農林水産委員会と建設委員会、14日は総務文教委員会と厚生委員会を行います。12月15日（金曜日）常任委員会—商工農林水産委員会と建設委員会、12月16日、17日は休会、12月18日（月曜日）は常任委員会—総務文教委員会と厚生委員会、12月19日（火曜日）は討論・採決でございます。

村家委員      もう1回お願いします。

委員長      再度言います。12月1日提案理由の説明、  
12月6日一般質問、12月7日一般質問、  
12月11日一般質問、12月12日一般  
質問の予備日、12月13日常任委員会、  
12月14日常任委員会、12月15日常  
任委員会、12月18日常任委員会、そし  
て12月19日に討論・採決というスケジ  
ュールでございます。

したがって、会期は、12月1日から12  
月19日まで、19日間となりますが、会  
期及び審議日程については、以上のとおり  
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長      それでは、そのように決定いたします。  
次に、2つ目の一般質問及び議案質疑につ  
いてであります。質問要旨の通告は、開  
会日、12月1日（金曜日）の午後5時ま  
でとなっておりますので、よろしくお願  
いいたします。

一般質問の質問時間については、答弁を含  
め、「一人年間120分以内」となります  
が、申し出により、30分、45分、60  
分の質問時間を選択することができます。

ただし、6月定例会及び9月定例会で一般質問を行った場合は、この残時間を考慮して、選択することになります。

選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は、使用したものとみなすことになります。

参考までに、さきの9月定例会終了時の会派ごとの質問時間と、残時間の一覧表を配付しておきました。

また、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、12月4日（月曜日）に開催されます議会運営委員会において、決定したいと思います。

なお、当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までに受理したものを、今定例会に提出することになっておりますので、今回は、12月1日（金曜日）の午後5時までとなります。

なお、提出されました、請願・陳情につきましては、次回の議会運営委員会において、一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、予備日を除いた一般質問最終日の前日の午後5時までと

なっておりますので、今回は、12月8日（金曜日）の午後5時までとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、5つ目の「三郷利田用水市町村組合議会議員」につきましては、平成29年12月23日に任期が満了いたします。

そこで、今定例会において、任期満了前です12月19日（火曜日）の本会議で、選挙を行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、大きな協議事項2番目の、議会改革検討調査会の協議結果についてであります。このことについては、先日、議会改革検討調査会の座長からお手元に配付のとおり、協議結果についての報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長　今ほど事務局から説明がありましたが、このうち、議会運営委員会に回付されました、  
1　予算案などの議案に対して、各会派が原則、討論を行うことについて、  
2　効率的な議会運営について、  
4　委員会資料（報告事項に係るもの）の早期配付について、

以上の3項目について、本日、最終的な結論を出したいと思います。

そこで、以前にも申し上げましたが、この議会改革検討調査会については、全ての会派が委員として入り、活発な議論が行われた中で、最終的にこのような協議結果に至ったということで、座長から議長への報告がなされ、本件について、議長から当委員会に回付されたものであります。

つきましては、この項目について、議会改革検討調査会での決定を最終確認の上、これを尊重し、その協議結果を本市議会としての結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、ただいま、決定いたしました「委員会資料の早期配付について」の財政当局との調整状況について、事務局から説明させます。

議事調査課長

議会改革検討調査会で協議されました、4項目目の委員会資料（報告事項にかかるもの）につきまして、早速、市当局と調整を図りましたところ、原則として、委員会開



催日の土日を含めた3日前に配付することは可能ということになりました。原則としましたのは、やはり、統計的な数字など、直前にならないと把握できないものもあるということで、原則がついております。そこで、事務局といたしましては、原則として、土日を含め、委員会開催日の3日前の午前9時に議員交換箱に配付とさせていただきたいと考えておりまして、実施は12月定例会からとさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長

ただいま、事務局から報告のありましたとおり、委員会資料につきましては、原則、委員会開催の土日を含めた3日前の午前9時に、議員交換箱に配付することとし、これを、12月定例会中の各委員会から適用することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

横野委員

今、3日前というのは、土日を含めてという言い方をされましたが、そうなのでしょうか。

議事調査課長

土日を含めてということですよ。現在、議案書の配付などにつきましても、土日を含めてという言葉は入っておりませんが、全て、

土日を含めて3日前という考え方でやっておりますので、扱いは一緒となります。

横野委員 今12月議会からですね。

委員長 今12月議会からです。

横野委員 議会開催中ではない委員会でも、3日前ですか。

議事調査課長 そのように取り扱いたいと思っております。

横野委員 わかりました。やってみて、不合理があれば、またお願いいたします。

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、大きな協議事項3番目の、代表質問の質問時間についてであります。  
このことについて、お手元に配付の資料に基づき、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「議会運営に関する申合せ事項の変更点について（案）（代表質問の質問時間について）」により説明〕

委員長 ただいま説明のありました案のとおり、取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
最後に、自民党さんから、1点御提案があるとのことですので、御発言願います。

柞山委員

提案は、討論の通告期限についてであります。現在、討論の通告期限は、討論が行われる日の前日の午後5時までとなっております。先般の定例会においても、討論が随分たくさんありました。前日の午後5時までということになると、反対討論が出れば、当然、賛成討論をするということになりますが、対になるものが午後5時に提出されたら、午後5時に反対討論を出さなくてはいけないという、まことに息が詰まった状況であります。議員側も討論の趣旨をつくるのに時間を要しますし、当然、多数の討論者が出た場合、翌日の本会議で討論を行う順序—賛成討論、反対討論を行う順序を決めるのにも、事務局が大変混雑している、困窮しているという状況にあります。このため、一つ提案ですが、討論の通告期限を、討論が行われる日の前日の午後5時ではなくて、前々日の午後5時にしてはどうかと。そして、いわゆる対になる討論については、その翌日—討論が行われる日の前日の正午

までと、2段階にしてはどうかということ  
で御提案申し上げたいと思います。ずっと  
ということではなく、とりあえず、今12  
月定例会で試行していただいて、その運用  
状況を見ながら、また考えていくという段  
取りで提案したいと思いますので、よろし  
くお願いいたします。

委員長 今ほどの自民党さんからの提案について、  
事務局から見解を求めます。

議事調査課長 事前に自民党さんから御相談があり、事務  
局内で協議いたしましたので、その資料を  
配付させていただいて、よろしいでしょ  
うか。

委員長 はい。

〔事務局より資料「自民党会派からの討論  
通告期限の見直し提案について」を配付〕

議事調査課長 柞山委員が言われたことと重複しますけれ  
ども、現行の申合せですと、討論をしよう  
とする者は、討論が行われる日の前日の午  
後5時までには、発言通告書を事務局へ提出  
していただくことになっております。見直  
し案につきましては、討論をしようとする

者は、原則、討論が行われる日の前々日の午後5時までに発言通告書を事務局へ提出していただきたい—通告期限を1日早めたいということでございます。ただし、提出された討論通告を受けて、対となる立場—反対の立場で討論をしようとする者に限り、討論が行われる日の前日の正午までに、発言通告書を事務局へ提出していただくということではどうか、今、話を進めております。

委員長 今ほどの見直し案について、皆さんの御意見はいかがでしょう。

村石委員 原則的な骨格としては、これでいいとは思いますが、内容については少し変更してほしいと思います。前々日にすることについては、わかります。なぜかということ、議案説明資料をもらった段階で、各会派は議案について調査・研究をしています。なおかつ、委員会で討論をするのかどうか、あるいは、委員会での採決を見て、反対討論をするか決めるわけです。こうなってくると、前日の正午までに係る、最初の修飾文は、対になるものしか通告できないという読みになりますが、委員会は討論が行われる日の前日にもやっているのです、そういう

意味では第1締切りが、討論が行われる日の前々日の午後5時であって、第2締切りが、前日の12時までで、賛成討論であろうと反対討論であろうと、通告できるという内容にしていきたいと思います。

横野委員

今の村石委員の発言ですが、私もそうだと思います。もし、前々日を通すのであれば、例えば、今12月定例会で言えば、12月18日が委員会最終日ですから、1日議案調査日を挟んで、討論・採決を1日遅らせるならば、最後の委員会が前々日に行われるという捉え方ができるのですが、今、この状態であれば、村石委員が言ったように、最後の委員会の分は、討論が行われる日の前日の正午までという言い方もあるのかなと思います。ただし、委員会が正午を過ぎることもあるので、本当はここに1日議案調査日を入れるのであれば、前々日にする意味があるのかなという気はするのですが、そういった議論も、この後には必要ではないかと思うのです。今はこういう提案ですので、すぐに賛成・反対とか、今12月定例会からすぐにやるのかということも含めて、ちょっと検討が必要です。

村石委員

横野委員の意見に補足するのですが、基本

的には休会日を設ける必要は、今のところないと思います。なぜかといいますと、最終日の委員会についても、議会事務局の担当職員から、反対討論があるかないかの聞き取りがあるのです。委員会での討論は通告制ではないのですけれども、議会事務局の担当者は聞いてくるのです。その場で、あるかないかがわかる話なので、そのことも踏まえて、もしくは、その委員会に出席していない会派の情報も取り入れて、討論が行われる日の前日の正午までということをやってみればよいということ、不都合があれば変えるということにしていればと思います。

佐藤委員

今、提案のありました本会議最終日の討論の件ですが、私も自民党案に賛成であります。今ほど社民党さんからお話がありましたとおり、公明会派としましても、前回、これまでの前日の午後5時という締切り時間に合わせて、いわゆる対の反対討論等もするという中で、事務局等との情報収集に大変手間取るということがありました。また、円滑で、市民に対してよりわかりやすい議会を行うということについては、議会改革検討調査会ではありませんけれども、議会運営上、きょうのこの委員会で自民党

が提案されたとおり、やはり前々日に1回その状況がわかれば……。社民党さんは、村石委員がおっしゃるとおり、対に限らずということが、一番大事なことだと思っておられるし、また、議会改革検討調査会でも、討論をすることについては、最終的には、それぞれに任せるということになりました。私は原則として対の立場でということには賛成ということで目を通していたのですけれども、そこも含めて、より市民にわかりやすい議会運営を行うという意味で、社民党さんがおっしゃるように、対にはこだわらないで、原則として、討論が行われる日の前日の正午が第2回目の締切りというような形で、賛成したいと思います。

柞山委員

今、村石委員がおっしゃったことが、いま一つ理解できないのですが、対になる討論であるから、翌日の正午までということにしたのに、そうでないものも2段階目で受けるとなると、何のために提案したのかわからなくなるのです。要するに、賛成討論をされるのはいいのですが、賛成に対になるものはないのです。けれども、大概、反対だと言われると、どうしても賛成の立場でと、現実的にはそういうことになりますよね。ですから、2段階目もフリーに討論



の通告を受け付けるとなると、どういうものを受け取るのか……。

村石委員

お答えします。要するに、討論が行われる日の前日では委員会が終了していないので、委員会の中身を見て反対討論をするという会派だってあるわけです。それは事前にわかる場合もあるし、委員会で全会派が賛成すれば、反対討論はないのですが、全会派が賛成しない場合もあります。また、さっきも言ったように、会派によっては全ての委員会に委員が出ているわけではないので、その委員会の状況を見て、反対討論をするかどうか考える時間も必要なので、そう言っているのです。原則としてという言葉をつけるのであれば、原則としては対になる討論ですよ、と。ただし、委員会が終了していないので、反対討論も受け付けますよという意味で、ここに書いていただければいいと思います。

柞山委員

わかりました。日程は、さっき決めただけで変更できませんが、討論が行われる日の前日にも委員会が入っています。その委員会の協議内容については、その日の正午までという理解でよろしいでしょうか。

村石委員　　そうです。それに限ってということですよ。

村家委員　　自民党案で今12月定例会をやってみたらいいと思います。それを見て、何か問題点があれば対応するというので、いかがでしょうか。

委員長　　今ほどの協議を聞いておりますと、今12月定例会では、今ほど自民党から提案のあった方法で動いてみて、その後、いろいろな問題が起これば、その時点で立ち止まって考えるということだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

村石委員　　要するに、原則としてはこうですけども、運用面では、最終日の常任委員会の議題に関するもので、反対討論があった場合には、それは受け付けますよという解釈でよろしいですか。口頭での確認になりますけれど……。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

村石委員　　委員長、これでいいですよ。

委員長　　それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の協議事項は終了しました。

次回の議会運営委員会につきましては、1  
2月4日（月曜日）に開催しますので、よ  
ろしくお願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会は閉  
会いたします。

平成 29 年 1 2 月 定 例 会  
(平成 29 年 1 1 月 1 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署 名 委 員 村 石 篤

署 名 委 員 高 田 重 信